

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の権限の移譲について

1. 現行の制度（平成31年3月末まで）

下表のサービスを提供する障害児通所支援事業者の指定・監査業務については児童福祉法及び地方自治法施行令の大都市特例に基づき、都道府県・指定都市が行っている。

事業名	事業の概要	事業所数 (H31.2 現在)
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	24
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	0
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	65
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。	0
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	7

2. 権限移譲に関する国の法整備の流れ

①平成28年12月 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定

②平成29年 4月 第7次地方分権一括法 公布

③平成31年 4月 地方自治法施行令改正（予定）

⇒障害児通所支援事業者の指定・監査業務の事務・権限等については、平成31年4月1日以降、都道府県から中核市へ移譲される。

3. 条例制定について

権限移譲に伴いサービスを提供する事業者の指定基準を定める条例を制定する予定。
 ※条例制定については1年間の経過措置が設けられる予定であるため、大分市が条例を制定するまでの間は、大分県条例による基準を大分市の基準とみなす取扱いとなる。